

# 令和3年度 高松市職員募集要項<障がい者対象>

【受験申込期間】令和3年8月24日（火）～令和3年9月24日（金）

【第1次試験日】令和3年10月31日（日）

## 1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等
事務（大学） 【障がい者対象】	1人程度	1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、平成元年4月2日以後に生まれた人 2 下記3～5の受験資格を全て満たす人
事務(短大・高校) 【障がい者対象】	1人程度	1 学校教育法による高等学校以上を卒業した人若しくは令和4年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・卒業する見込みの人・在学中の人を除く。）で、平成4年4月2日以後に生まれた人 2 下記3～5の受験資格を全て満たす人

（上記以外の受験資格）

- 3 令和3年10月31日時点で、次のアからウまでのいずれかの手帳等の交付を受けている人
  - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
  - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害がある旨の判定書
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳
- 4 活字印刷文による出題又は点字による出題に対応できる人
- 5 同時に募集している「高松市職員募集<短大卒・高校卒（事務・技術職・消防）・保育教育士・技能職員>」との併願をしていないこと。

※1から5までの受験資格を全て満たさないと受験できません。

## 2 受験申込みの注意事項

- 1 視覚障害その他の障害のため拡大文字又は点字などによる受験措置を希望する場合や、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、受験申込みの際の「受験上の配慮希望調査」に、必ず記入してください。
- 2 第1次試験の当日に受験資格に掲げる手帳等の写しの提出が必要です。写しの提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 3 日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。最終合格決定後に、在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。(地方公務員法第16条の欠格条項)
- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 受験申込みの手続き

---

下記いずれかの方法で申込みをしてください。ただし、申込みは1回に限ります。  
(※できる限りインターネットによる申込みを利用してください。)

#### 【インターネットによる申込み】

- (1) 高松市ホームページにある「くらしの情報」→「市役所総合案内」→「電子申請・届出」にある「オンラインサービス」※から「電子申請・届出サービス」→「利用者登録」で利用者情報を登録し、受験申込みをしてください。(不明な点は、「電子申請・届出サービス」の中の「ヘルプ」を参照してください。)  
※「オンラインサービス」：  
(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinsei/index.html>)
- (2) 受験申込み後に、「申込完了通知メール」が届きます。
- (3) 受験申込みの受付後に、「受験票発行通知メール」が届きます。(数日かかる場合があります。)
- (4) 「受験票発行通知メール」の手順に従って、受験票を印刷してください。
- (5) 10月1日(金)までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

#### 【郵送による申込み】※持参での申込みは受け付けておりませんので注意してください。

- (1) 「受験申込書」及び「受験上の配慮希望調査」に必要な事項を記入し、受験票を切り離さずに高松市役所人事課へ申込みをしてください。「受験申込書」、「受験上の配慮希望調査」及び受験票返信用封筒(長形3号に84円分の切手を貼って、宛先を明記したもの)を、「採用試験受験」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留で高松市役所人事課へ郵送してください。
- (2) 受験申込書の受付後に受験票を返信用封筒に入れて郵送します。
- (3) 10月1日(金)までに受験票が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

### 4 受験申込期間

---

令和3年8月24日(火)から令和3年9月24日(金)まで

※インターネットによる申込みは、9月24日(金)申込み完了分まで、郵送による申込みは、9月24日(金)の消印まで有効です。

### 5 採用試験の方法、日時及び場所

---

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。それぞれの試験成績が一定以下の場合は、合格者なしとする職種もあります。

受験者は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点に留意してください。

以下の方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受験できません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方
- (2) 保健所等から「濃厚接触者」又は「その他の接触者」として指定を受け、自宅待機を要請されている方
- (3) 37.5度以上の発熱や咳、強い倦怠感などの風邪症状がある方

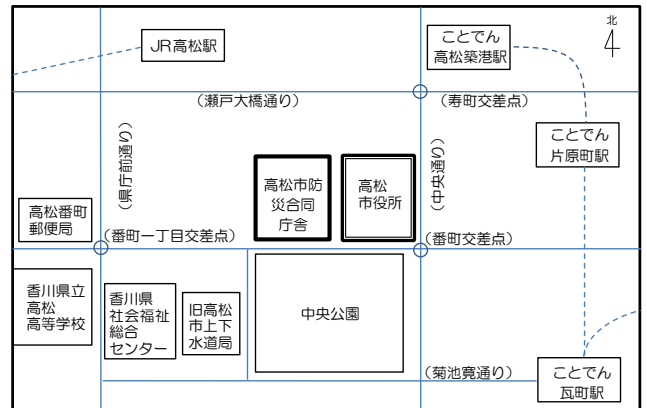
※なお、理由の如何を問わず、欠席者向けの再試験は実施しません。

### その他受験に関する留意事項

- (1) 当日の朝は、必ず検温を行ってください。
- (2) 試験当日は、常時マスクの着用をお願いします。  
(障がいのためマスクの着用が難しい場合は、事前に人事課へ連絡してください。)

### 《第1次試験》

- ・日時 : 令和3年10月31日(日)  
午前9時から午前11時30分まで  
※試験時間は120分です。  
ただし、点字による出題の場合は、180分に延長します。
- ・場所 : 高松市役所本庁舎3階32会議室
- ・試験内容 : 教養試験(択一選択式)  
※公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。



- (注) 1 試験場所及び日時は変更する場合があります。変更する場合は、市ホームページに掲載するとともに、10月22日(金)までに、受験申込書記載のメールアドレス宛てに電子メールにて連絡します。
- 2 試験当日は、午前9時から説明を始めますので、それまでに来場してください。なお、午前8時より前に会場に入ることにはできません。

### ・当日の持参物

- 受験票 (受験票に必ず写真を貼り付けてください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。)
- 受験資格に掲げる手帳等の写し (氏名、障害の等級及び内容が分かるもの)
- HBの鉛筆5本以上 (シャープペンシル不可)、消しゴム

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

### 《第1次試験の合格者発表 11月12日頃》

市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。

### 《第2次試験》

- ・日時 : 第1次試験の合格者に通知します。
- ・試験内容 : 口述試験 (個別面接)

## 6 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者 : 各試験の不合格者 (不合格となった試験の成績のみ通知します。)
- ・通知時期と方法 : 各試験の合格発表日以後、速やかに郵送で通知します。

※請求の方法など詳しくは、「職員採用試験成績通知請求書」に記載しています。

## 7 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和4年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

### （補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

### （採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合、試験に合格しても採用されません。

- ・令和4年3月31日までに受験資格等に記載の学校等を卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・採用までに受験資格に掲げる手帳等の交付要件に合致しなくなった場合
- ・地方公務員法第16条（2の4参照）のいずれかに該当することとなった場合

## 8 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

### （勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。（ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。）

### （給与）

令和3年8月現在の初任給（地域手当を含む。）は右のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

初 任 給	
大学卒	193,132 円
短大卒	172,886 円
高校卒	159,636 円

### （勤務場所）

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、保健所など

## 9 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験当日、試験場所での駐車はできません。（「受験上の配慮希望調査」に記入した場合を除く。）
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、試験当日の午前7時30分までに、高松市ホームページ（[くらしの情報の新着情報](#)）に掲載します。

## 10 申込み・問い合わせ先

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所（3階）

総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144

FAX 087-839-2190

MAIL [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jintai@city.takamatsu.lg.jp)